

石岡市立三村小学校
いじめ防止基本方針

(令和5年4月改訂)

◇はじめに

今、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネット等による新たないじめ問題が生じ、さらには児童生徒がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっている。

このような中、本県ではいじめの根絶を目指す条例を定めて、知事、市町村長および校長がリーダーシップを発揮し、県、市町村、学校および県民が一体となって対策を展開することを決意した。また、市においても「いじめ防止対策推進条例」が定められている。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及びこれらの条例の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

I いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

*以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

2 いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

3 基本理念

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識の下、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童生徒に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめを受けた児童生徒の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。

II いじめの防止等に向けた方針

1 いじめの未然防止に関すること

- (1) 人権感覚や意識の高揚を図るために、教職員の研修の充実を図る。
- (2) 児童生徒の主体的に取り組む「いじめ防止フォーラム」を推進する。
- (3) いじめへの理解を深め、心の通う人間関係の構築に向けたワークショップ等の開催を推進する。
- (4) いじめの防止に対する家庭の教育力向上を図る。
- (5) インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図る。
- (6) ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を推進する。
- (7) 課題未然防止教育として、道徳教育の充実及び体験活動等の一層の推進を図り、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- (8) 話し合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し、話し合い活動の活性化を図る。
- (9) 日常の教育活動を通じてすべての児童生徒の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」の充実を図る。
- (10) 児童生徒が互いに個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような安心・安全な風土の醸成を図る。

2 いじめの早期発見に関すること

- (1) 年間計画に沿って実施する未然防止の取組が成果を上げているかどうかを点検する。
- (2) 通報及び相談等の窓口について明確にする。また、学校及び市教育委員会以外の相談機関などについても児童生徒、保護者、教職員等へ周知を行う。
- (3) 児童生徒の発するいじめのサインに気付き、早期に対応するためのチェック項目を盛り込んだ、市教育委員会作成の教員向けの「いじめ早期発見チェックリスト（石岡市）」を配布・配信し、教職員における活用の推進を図る。
- (4) インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われる、いわゆる「ネットいじめ」が発見された場合には、関係機関、市教委と連携・協力して適切な対応を行う。

3 いじめ事案への対処に関すること

- (1) いじめが発生した場合、教育委員会から指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣、校内いじめ問題対策会議等への参加、関係機関等との連携など、必要に応じて支援・助言・指導を要請し、いじめ問題の早期解決に向けて取り組む。また、市教委の指導の下当該いじめへの対処について必要な調査を行う。この調査については、必要に応じて「対策委員会」を活用する。
- (2) いじめを行った子どもの保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、その子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子どもやその他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめを行った子どもの出席停止の措置を行ったと

きは、出席停止の期間における学習への支援など、教育上必要な措置を講じ、その子どもの立ち直りを支援する。

- (3) いじめの防止等に関する研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に対する職員体制の整備等必要な措置を講ずる。

Ⅲ いじめの防止等に向けた取組

1 学校における取組

- (1) 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であるとの認識の下、学校を挙げていじめの防止等の対策に取り組む。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送ることが学力向上などの教育目標の実現につながるという理念に基づき、積極的にいじめ防止指導に努める。
- (3) 校長は、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめの防止等の対策に取り組み、一層の充実を図る。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組む。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」に、生徒指導主事等のいじめの担当者を置き、校長の指示の下、いじめの防止等の対策の連絡、調整にあたる。
- (6) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで「学校いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域等に説明する。
- (7) 「学校いじめ防止基本方針」を具現化したポスターなどを制作し、校内に掲示し、啓発に努める。
- (8) 課題未然防止教育として、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の充実を図る。
- (10) いじめの防止等の校内研修を企画し、実施する。
- (11) 児童生徒自身がいじめの問題について学び、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (12) 児童生徒は、いじめられても抵抗できないことやいじめに遭遇しても制止できない場合が多いことに鑑み、確固とした自分の考えを主張できる児童生徒を育成するために授業改善などを通じた取組を推進する。
- (13) いじめ防止等の取組は、人権を守ることであり、教職員による体罰等はそれと矛盾することとらえて、教職員全員が、人権を尊重する社会づくりに向けて児童生徒の指導にあたる。
- (14) いじめ防止や規範意識醸成等のために法教育に取り組む。
- (15) 警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を図る。
- (16) スクールカウンセラーによる「SOS の出し方に関する教育」の授業を行う。
- (17) 「校内オンライン相談窓口」を設置する等、児童生徒が SOS を出しやすい環境づくりを推進する。
- (18) PDCA サイクルに基づき、「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているか適切に点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (19) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページなどで公開するとともに、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に内容を説明する。

2 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有する。保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行うよう努める。また、保護者は国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。
- (2) いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努める。

3 関係機関の取組

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

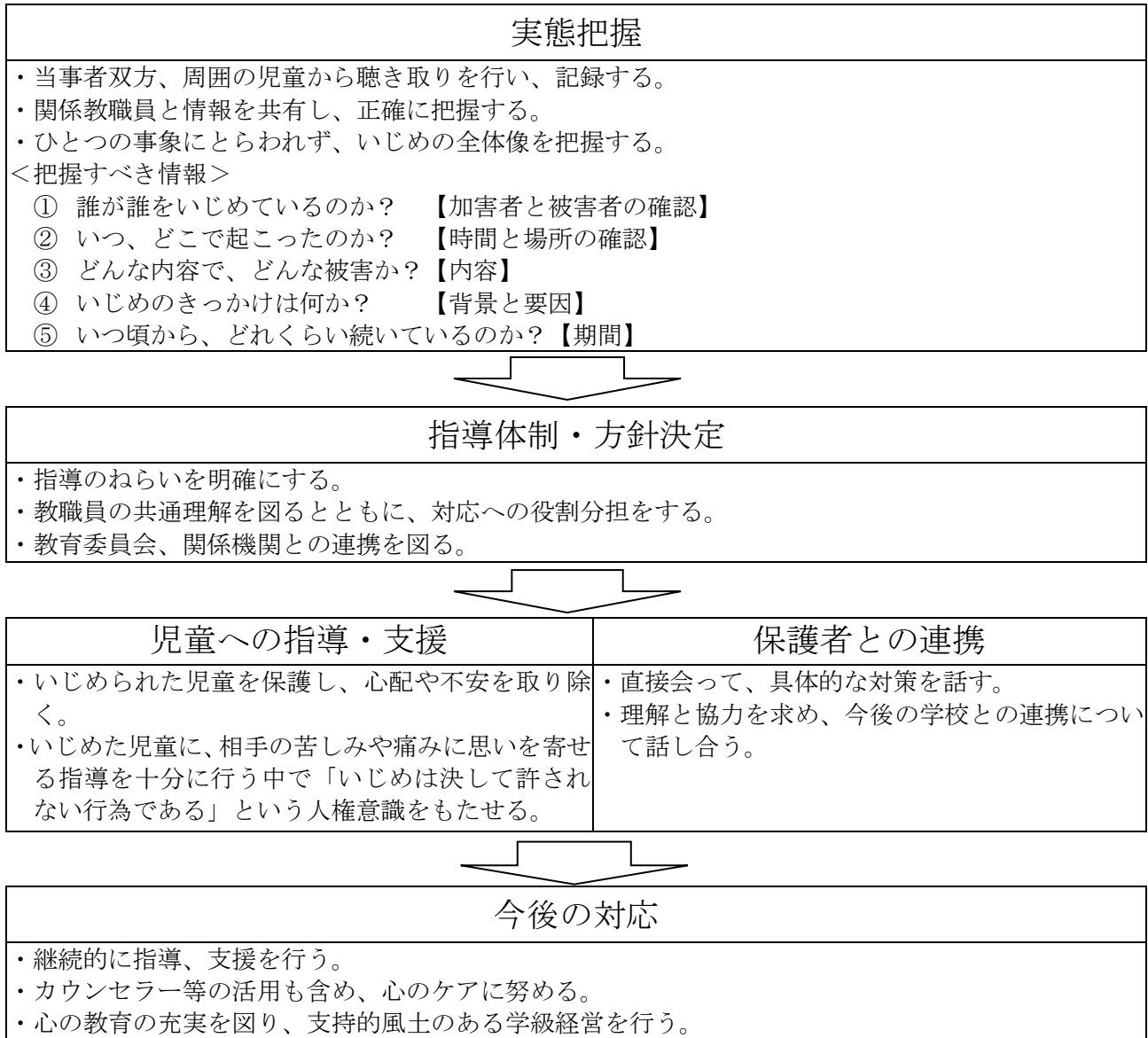
4 地域の取組

- (1) いじめは校外においても起きることがあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。

IV いじめへの対処に関する取組

- (1) 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るという考えの下、対応の充実を図る。
- (2) いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。
- (4) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告する。
- (5) いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (6) いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがある。
- (7) いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (8) 校長及び教員は、いじめを行っている児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えることができる。
- (9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。

【いじめ対応の基本的な流れ】



(1) いじめ対応の留意点

① いじめられた側への対応

児童に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等を実施し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

児童に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の児童への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

【重大事態とその対処】

(1) 重大事態の調査

重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態があったものとして報告・調査等に当たる。

※ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等)

※ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(年間30日を目安・一定期間連続して欠席)

※ 「生命心身財産重大事態」「不登校重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する。

(2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

※ 重大事態が発生した場合の報告等については、法等において以下の流れが示されている。

発生報告【法第30条第1項】

↓・重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。

調査【法第28条第1項】

↓・当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

情報提供【法第28条第2項】

↓・当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査結果報告【基本方針p39】【ガイドラインp12】

↓・調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。

・希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

再調査【法第30条第2項】

↓・報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

再調査報告【法第30条第3項】

・地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

重 大 事 態 対 応 フ ロ ー 図

段階	フロー及び留意点 (◇は判断を伴うもの)	参 照
発 生 ・ 判 断		法第 28 条第 1 項 1 号 2 号 基本方針 p31～ ガイドライン p3 背景調査指針
報 告		法第 28 条第 3 項 法第 30 条第 1 項 法第 33 条 基本方針 p33～ ガイドライン p5
調 査		法第 28 条第 1 項 法第 28 条第 2 項 ガイドライン p6～13
再 調 査		法第 30 条第 2 項 法第 30 条第 3 項 基本方針 p39～ ガイドライン p15

【チェックシート1】いじめの重大事態への対応について

※(p)はガイドラインの対応ページ

No.	対応の段階	チェック項目
【平時の備え】		
1	学校の設置者及び学校の基本的姿勢 (p2~)	<input type="checkbox"/> 基本的な姿勢を確認し、共通理解事項とする <input type="checkbox"/> 重大事態の定義と調査の目的を理解している <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が適切に行われている <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策組織やいじめ防止策は機能している
【重大事態発生時及び初期対応】		
2	重大事態を把握する (p3~) <ul style="list-style-type: none"> 該当するか否かを判断するのは、学校の設置者又は学校である <u>「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない</u> 	<input type="checkbox"/> 設置者と学校とが情報を共有する <input type="checkbox"/> 判断主体と判断の基準を明確にする <input type="checkbox"/> <u>被害児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、必ず調査をする</u> <input type="checkbox"/> 重大事態ととらえなかった場合は、判断根拠を市町村教育委員会から県教育委員会に報告する
3	重大事態の発生報告 (p5) <ul style="list-style-type: none"> 学校は、速やかに設置者を通じて地方公共団体の長へ報告しなければならない <u>市町村教育委員会は県教育委員会へ報告するものとする</u> 	<input type="checkbox"/> 判断後、直ちに報告する <input type="checkbox"/> 教育委員会は教育委員に説明する <input type="checkbox"/> 報告内容は【参考様式1】を参照 (例)・重大事態と認めた事由 <ul style="list-style-type: none"> ・学校名 ・学年 ・氏名 ・性別 ・事案の内容 ・学校の指導経過
4	調査組織の設置 (p6) <ul style="list-style-type: none"> 設置者は調査主体・組織を判断する 公平性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行う 	<input type="checkbox"/> 調査主体の決定 (設置者 or 学校) <input type="checkbox"/> 利害関係を有しない第三者の参加を図る <input type="checkbox"/> 学校は調査委員会の調査以前に、速やかに調査の準備を進める <input type="checkbox"/> 第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合について理解している
【調査及び中期対応】		
5	被害者等への調査方針の説明 (p7~) <ul style="list-style-type: none"> 「いじめはない」「学校に責任はない」と断定的に説明してはならない 対応の不備については速やかに説明と謝罪を行う 被害者の心情を害する言動を慎む 寄り添い、信頼関係を構築する 	<input type="checkbox"/> 調査の目的・目標を説明する <input type="checkbox"/> 調査組織の構成(公平性)について説明する <input type="checkbox"/> 調査のスケジュールを示す <input type="checkbox"/> 調査の定期報告を行うことを説明する <input type="checkbox"/> 調査事項・対象・方法について説明する <input type="checkbox"/> 調査方法については、被害者等から要望を聞き取り、調整する <input type="checkbox"/> 調査結果の提供について予め説明する <input type="checkbox"/> 外部に説明する際は、内容を事前に伝える

		<input type="checkbox"/> 加害者等に対しても説明をする・意見を聞く <input type="checkbox"/> 被害者とその家族のケアに努める
6	<p>調査の実施 (p10～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施について説明する ・可能な限り速やかに実施する ・情報提供した児童生徒を守ることを最優先にする ・調査の進捗等について被害児童生徒・保護者に経過報告を行う 	<input type="checkbox"/> 文書管理規則等に基づき適切に保存する <input type="checkbox"/> 公平性・中立性が確保されている <input type="checkbox"/> 記録を被害者等に無断で廃棄しない <input type="checkbox"/> 被害者等に対して説明を拒むようなことがあってはならない <input type="checkbox"/> 関係資料の散逸防止に努める
7	<p>調査結果の説明・公表 (p12～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告する ・事前に示した方針に沿って被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する 	<input type="checkbox"/> 教育委員会会議で議題として取り扱い、総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する <input type="checkbox"/> 報告する際、被害者等は調査結果に係る所見を添えることができることを伝える <input type="checkbox"/> 調査結果は公表することが望ましい <input type="checkbox"/> 公表しない場合でも、再発防止に向け、他の児童生徒又は保護者に対して説明することを検討する
8	<p>個人情報の保護 (p14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護条例・情報公開条例等に従い、適切に判断する 	<input type="checkbox"/> 個別の情報を開示するか否かは、条例等に照らして適切に判断する <input type="checkbox"/> 個人情報保護を盾に説明を怠らない
【再発防止及び長期対応】		
9	<p>調査結果を踏まえた対応 (p14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の継続的なケアを行う ・再発防止策の検討を行う 	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー等の専門家を活用する <input type="checkbox"/> 加害者に対していじめの非に気付かせる <input type="checkbox"/> 就学校指定変更等、弾力的な対応を検討する
10	<p>地方公共団体の長等による再調査(p15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の長が必要があると認めるときは、再調査を行うことができる ・当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる 	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長は、再調査を行う必要があるか判断する <ul style="list-style-type: none"> ・調査時に知り得なかった事実が判明した ・十分な調査が尽くされていない ・公平性・中立性について疑義がある <input type="checkbox"/> 再調査を行った場合には、その結果を議会に報告しなければならない

【チェックシート2】自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

段階	場面	対応	備考
初期対応	事案発生	<input type="checkbox"/> 事実確認 <input type="checkbox"/> 救急等、事故への対応 <input type="checkbox"/> 対応組織(役割分担)の確認・招集	<input type="checkbox"/> 記録開始 <input type="checkbox"/> 「緊急対応の手引き」を必ず参照のこと
	発生報告	<input type="checkbox"/> 早急に第1報を作成・報告 (いつ、だれが、何をして、どうなった) (現時点で確認した内容のみ報告) (事実と未確認を明確に分ける)	<input type="checkbox"/> 保護者に報告 (担当 日時) <input type="checkbox"/> 教育委員会に報告 (担当 日時)
	役割分担 (例)	<input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡 <input type="checkbox"/> 遺族との連絡 <input type="checkbox"/> 記録担当 <input type="checkbox"/> ケア担当 <input type="checkbox"/> 報道・問い合わせ窓口 <input type="checkbox"/> 学年担当 <input type="checkbox"/> 情報集約担当 <input type="checkbox"/> 保護者担当	<input type="checkbox"/> 緊急対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 必要な人員の要請 ○SC ○教育委員会職員
	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 事実の伝達(第一報) <input type="checkbox"/> 遺族へのコンタクト <input type="checkbox"/> 事実の公表有無と範囲についての意向確認 ○公表の有無 ○友人 ○在校生 ○PTA役員 ○保護者 ○報道 <input type="checkbox"/> 伝え方についての確認 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹のケアについて <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認	※遺族の意向を最優先に ※丁寧に、悲しみに寄り添う姿勢 ※公表に係る意向確認をするタイミングについて十分留意 (担当) <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 (マナー指導等) <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ
三日以内	基本調査 (必須) (即日開始)	<input type="checkbox"/> 遺族との関わり・関係機関との協力 <input type="checkbox"/> 指導記録等の確認 <input type="checkbox"/> 全教職員からの聴き取り(3日以内) <input type="checkbox"/> 関係の深い子供への聴き取り(制約を伴う)	<input type="checkbox"/> 調査主体は学校 <input type="checkbox"/> 設置者の指導・支援
	情報の整理	<input type="checkbox"/> 時系列整理 <input type="checkbox"/> 種類別整理 <input type="checkbox"/> 設置者への報告	<input type="checkbox"/> いじめが背景に疑われる場合には重大事態の対応となる
一週間以内	遺族への 関わり	<input type="checkbox"/> 基本調査の経過及び整理した情報等の遺族への説明 <input type="checkbox"/> 安易に因果関係に言及すべきでない <input type="checkbox"/> 詳細調査についての学校及び設置者の考えを伝えて、遺族の意向を確認 <input type="checkbox"/> 今後の連絡者、頻度、訪問等についての意向確認	<input type="checkbox"/> 断定的な説明はできない <input type="checkbox"/> 信頼関係を構築する関わり方
中期	詳細調査への移行の判断	<input type="checkbox"/> 設置者が判断する <input type="checkbox"/> 少なくとも次の場合には移行 ○学校生活に関係する要素(いじめ、体罰、学業、友人等)が背景に疑われる	<input type="checkbox"/> 第三者機関や外部専門家へ意見を求める姿勢 <input type="checkbox"/> 遺族がこれ以上の調査を望まない場合でも、改めて遺族に詳

対 応		○遺族の要望がある ○その他の必要性	細調査を提案することも考えられる
	情報について	□警察発表内容の確認 □公表できる内容の整理 □問い合わせ窓口、報道対応窓口の明確化 □記者会見への判断 □説明内容の遺族への確認	□取材多数ならば記者会見を □記者会見等への準備開始 □想定問答の準備（遺族に確認）
	周囲への説明	□PTA役員との協議 □保護者会開催の判断 □全校集会開催の判断 □学校活動（登校、授業、行事）に係る判断	□想定問答の準備（遺族に確認）
長 期 的 対 応 及 び 詳 細 調 査 の 実 施	心のケア	□スクールカウンセラーの要請 □配慮が必要なケースのリストアップ ○遺族 ○児童生徒 ○兄弟姉妹（他校種もあり得る） □ケアの目標と計画の設定	□卒業式等の節目や命日等への対応を視野に入れ、長期的なケアを心がける
	遺族への関わり	□遺品等の返却についての相談 □法要、訪問等の確認	□信頼関係を構築する関わり方
	詳細調査	□調査組織の設置 □計画と実施 ①基本調査の確認 ②学校以外の関係機関への聴き取り ③状況に応じ、子供に自殺の事実を伝えて行う調査 ○アンケート調査 ○聴き取り調査 ④遺族からの聴き取り など	□組織の構成は、弁護士、心理の専門家等を加えた調査組織となる

※「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を基に作成

※自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の対応となることに留意

【参考様式2】

文 書 番 号
令和 年 月 日

石岡市教育委員会教育長 殿

石岡市立三村小学校長 印

基本調査報告書

1 事故の概要

- ・児童生徒基礎データ（学校名・氏名・学年・学級・性別・年齢等）
- ・事故の経緯（発生日時・場所・事故の概要）

2 調査内容（発生したその日から開始）

- ・全職員からの聴き取り結果（児童生徒に関する情報の収集を3日以内に終了）
- ・遺族面談内容（公表についての意向、学校への要望等）
- ・関係児童生徒からの聴き取り結果（状況に応じて）

3 関係資料の収集

- ・いじめに関するアンケート、生活に関するアンケート等
- ・児童生徒個票
- ・指導要録、健康診断表、出席簿等
- ・学級日誌、作文、掲示物、生活記録ノートなど学校にある児童生徒の記録
- ・その他学校での生活の様子が分かるもの

※得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、設置者に報告

※学校及び設置者は、適切に遺族に説明（断定的な説明はできないことに留意）

※設置者は、基本調査の報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断

※いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として扱い、地方公共団体の長等への報告が必要

※ 自殺企図であっても、再発防止の観点から、同様の調査をすることに留意

【参考様式4】

文 書 番 号
令和 年 月 日

石岡市教育委員会教育長 殿

石岡市立三村小学校長 印

不登校重大事態調査報告書

- 1 対象児童生徒
(学校名)
(氏名)
(学年・学級・性別・年齢等)
- 2 欠席期間・対象児童生徒の状況
- 3 調査の概要
(調査期間)
(調査組織及び構成員)
(調査方法)
(外部専門家が調査に参加した場合は当該専門家の属性)
- 4 調査内容
 - ① 行為Aについて
 - ② 行為Bについて
 - ③ 行為Cについて

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 対象児童生徒への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その旨を書面上明示。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。

 - ④ その他（家庭環境等）
 - ⑤ 調査結果のまとめ（いじめに当たるかどうか、調査組織の所見含む）
- 5 今後の対象児童生徒及び関係する児童生徒への支援方策
- 6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長（又は設置者）の所見

6 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト（学校裏サイト） ◇SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略） ◇動画共有サイト
具体例	◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のために

保護者会等で伝えたいこと

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

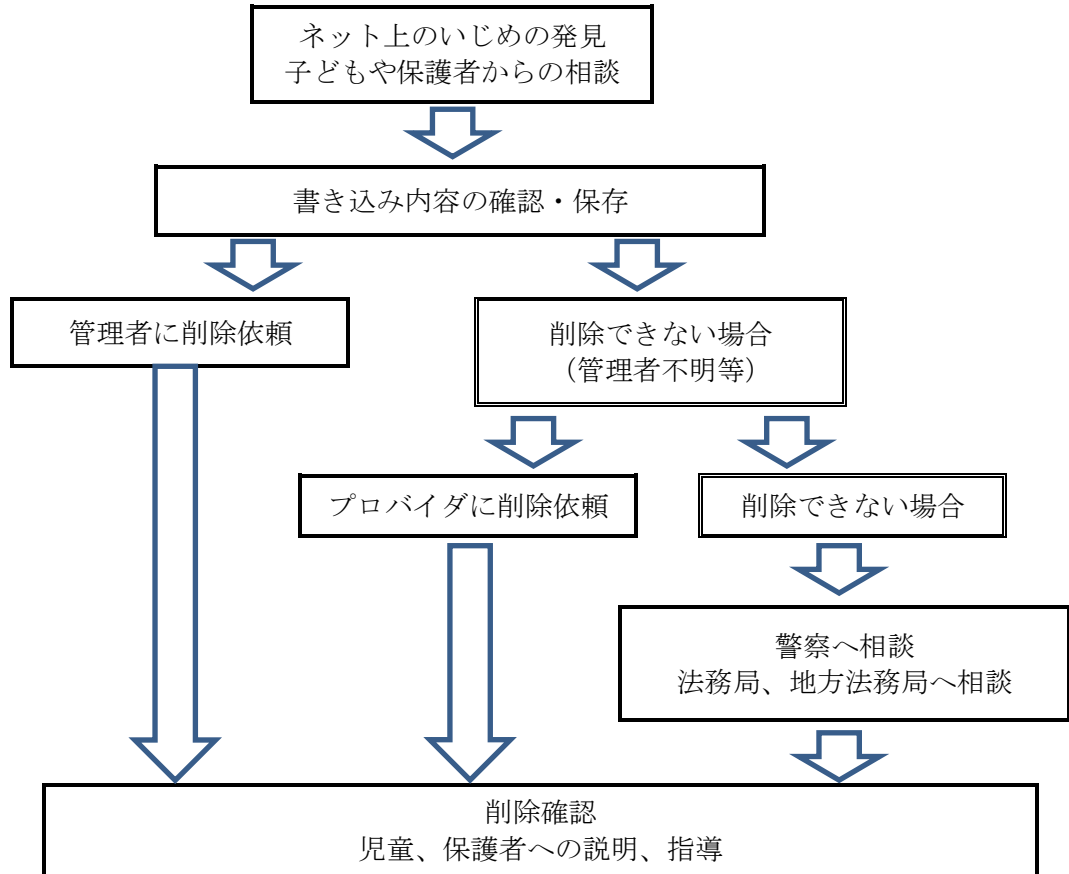
児童への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それによって依頼する。
- ・ 「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため示された方法によって依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

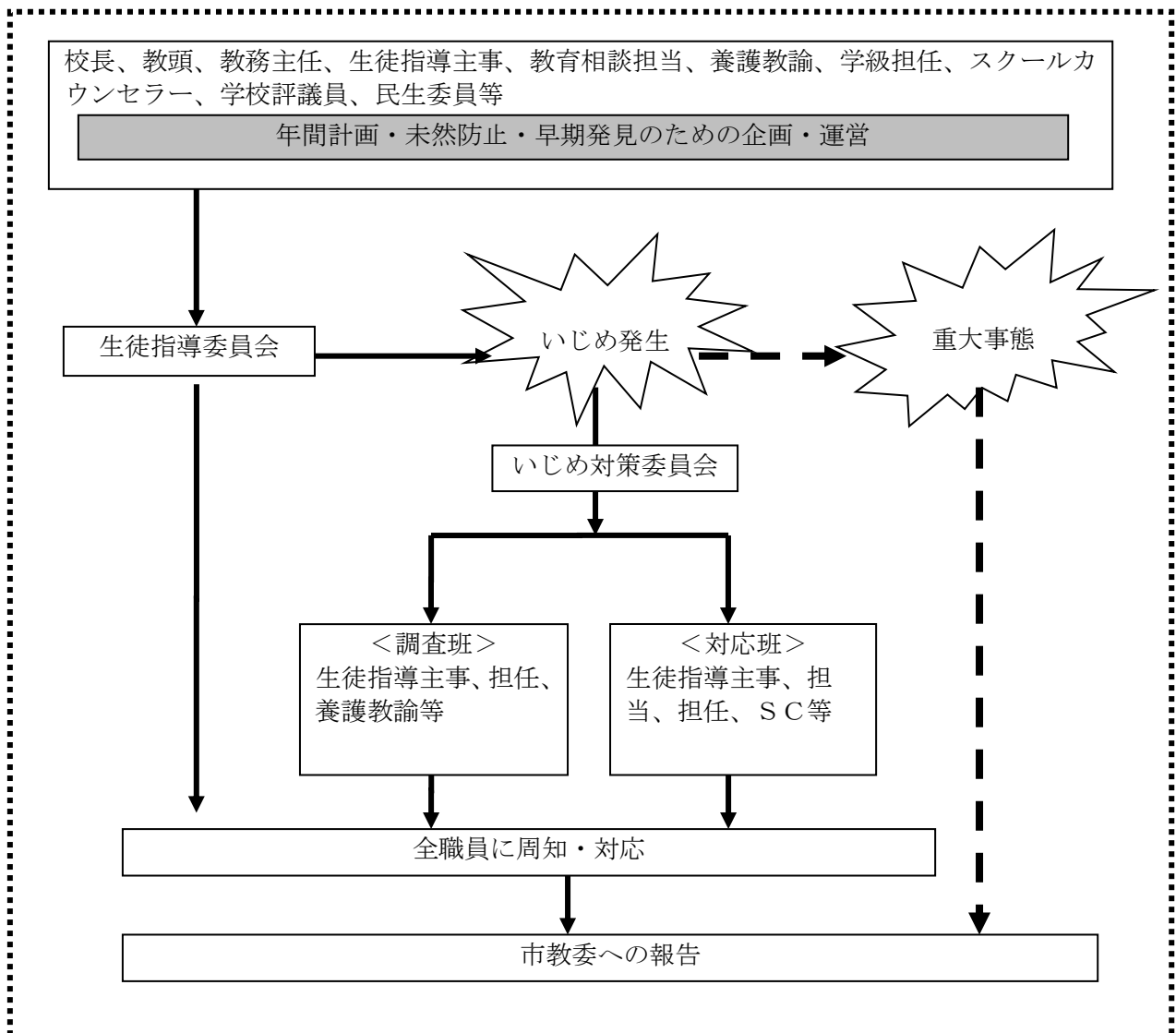
- ・ プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・ 管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

V いじめ防止対策のための組織・年間計画

1 いじめ防止対策委員会の設置

- (1) いじめ防止対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ防止対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、いじめ対策委員会を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

<いじめ防止対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

2 いじめ防止指導計画

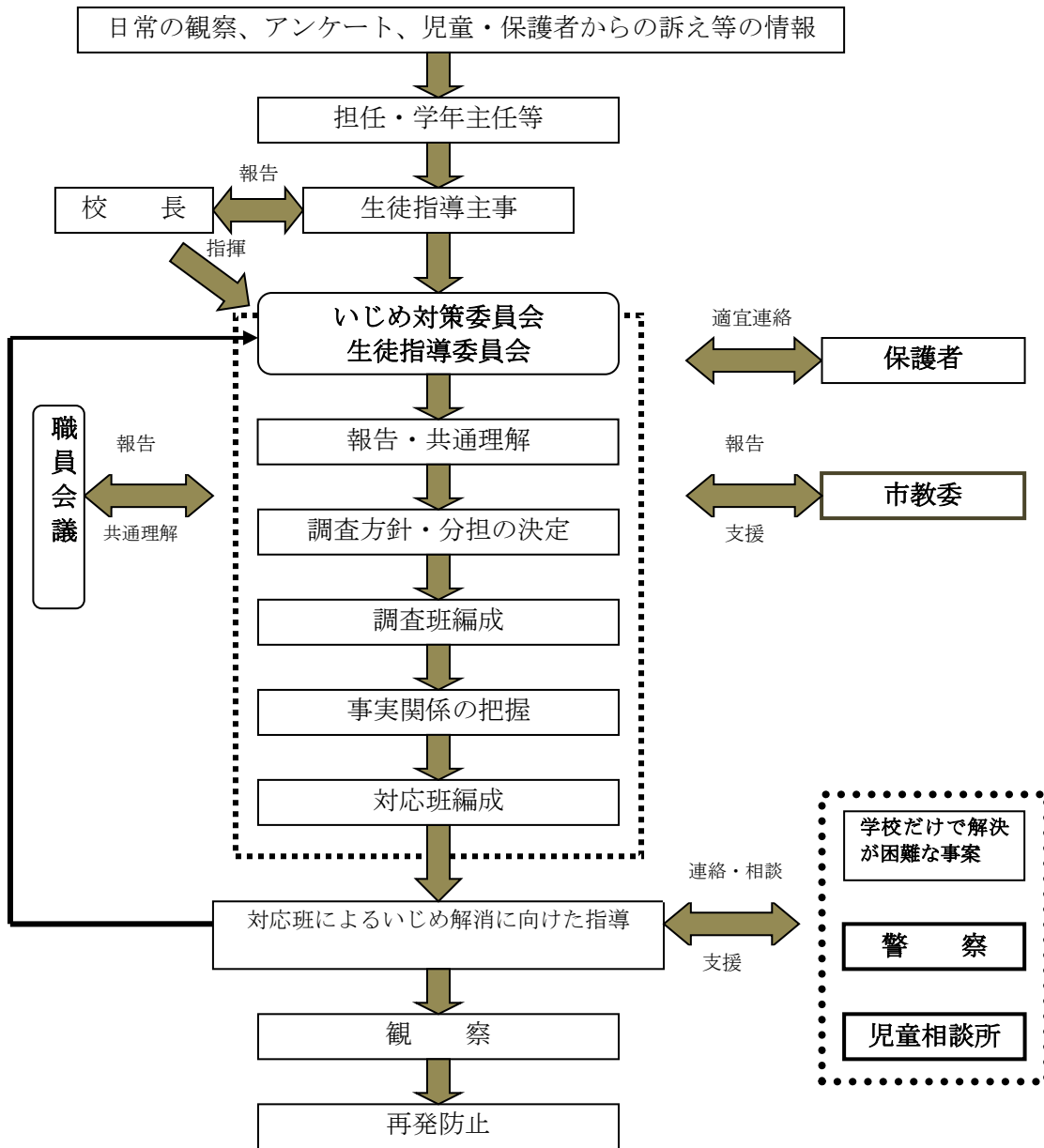
いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

<年間指導計画 >

月	通年	学校行事	年間指導計画			
			職員会議等	未然防止	早期発見	
4	生徒指導委員会、職員会議・職員集会(情報共有)、いじめ対策委員会(事案発生時)、市教委報告	○職員会議(方針、指導計画、職員への周知) ○PTA総会 ○家庭確認	○いじめ防止対策委員会(方針、指導計画) ○子どもを語る会	○いじめ実態把握調査 ○SGE(学年)	○チェックシート	
5					○児童・保護者アンケート	
6		○遠足(1~3年) ○芸術鑑賞教室 ○校外学習(5・6年)				○教育相談
7		○遠足(4~6年) ○個人面談				
8			○いじめ防止対策校内研修			
9			○いじめ防止対策委員会(情報共有)	○SGE(学年)		○児童アンケート ○教育相談
10		○運動会				
11		○あいさつ運動 ○親子ふれあい活動				○チェックシート
12						○学校評価アンケート
1					○SGE(学年)	○児童アンケート
2		○閉校式	○いじめ防止対策委員会(次年度の課題把握)			○教育相談
3		○卒業式				

3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、児童をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。